

国際シンポジウム  
『移住者として生きる  
—「移民社会」日本と韓国の今とこれから—』  
2019年11月12日（火）

# 韓国の 移民政策と移住者

日本国際交流センター  
シニア・プログラム・オフィサー  
李惠珍（イ・ヘジン）

# 目次

- 1. 韓国と移住者**
- 2. 統計からみる移住者**
- 3. 韓国の移民政策**
- 4. 韓国の移民政策と移住者のこれから**

# 1. 韓国と移住者

# 1. 送出し国から受入れ国へ

## ✓ 1980年代前半まで

中東などに20万人以上の労働者を送り出す、「労働力」の送り出し国であった韓国

## ✓ 1980年代後半

- ・ アジア出身の移住労働者の増加
- ・ 飲食業など低賃金・労働集約的なサービス業に従事する韓国系中国人の増加

ex) 外国人就労者数 1987年：6,409人（うち未登録者 4,217人）

1990年：21,235人（うち未登録者 18,402人）

**\*ただし、韓国政府は、「専門職種以外の外国人の就労は**

**原則的に禁止する」とのスタンス**

## 2. 移住者をめぐる課題の社会化

### ✓ 1990年代

- ・「外国人産業研修制度」を導入と制度の拡大

  - 「失踪・離脱」する研修生の増加と研修生をめぐる人権・労働問題の顕在化

- ・オーバーステイ等の非正規滞在者の増加

  - 時限付き合法化による対応

- ・1990年代後半から、国際結婚により移住する結婚移民（特に女性）の増加

  - 生活、子供の教育をめぐる課題の浮上

# 3. 制度的基盤の整備

## ✓ 2000年代

- ・NGO/移住労働者による権利運動の拡大 + 政府内部における新たな制度模索  
+ 中小零細企業をはじめ企業側の制度変革の要請
- 「外国人労働者雇用などに関する法律案」の可決（2003年8月）

### ・法制度の整備

: 「公職選挙法」(2005年) の改定

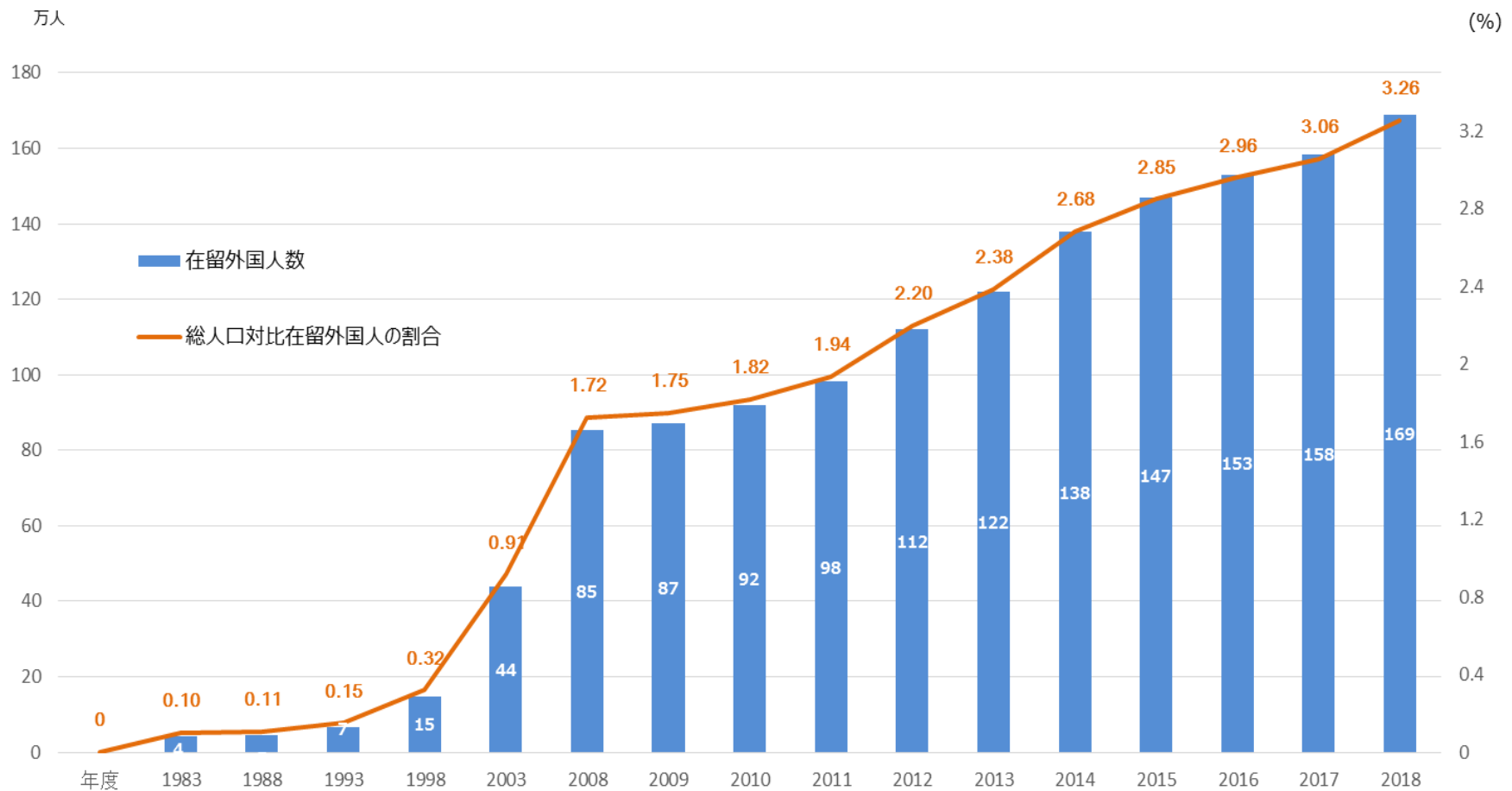
: 「在韓外国人処遇基本法」(2007年5月制定、7月施行)

: 「多文化家族支援法」(2008年3月制定、9月施行)

: 「在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律」の改正 (2007年7月)

## 2. 統計からみる移住者

# 1. 在留外国人数と総人口に占める割合の推移



注1: 在留外国人数は、90日以上の中長期滞在者数である。

注2: 人口対比在留外国人の割合は、統計庁の住民登録人口統計における人口を基準にしている。

出展: 法務部、『出入国管理年報』(2007-2017)および『出入国管理月報』(2018)、統計庁『住民登録人口統計』(各年度)

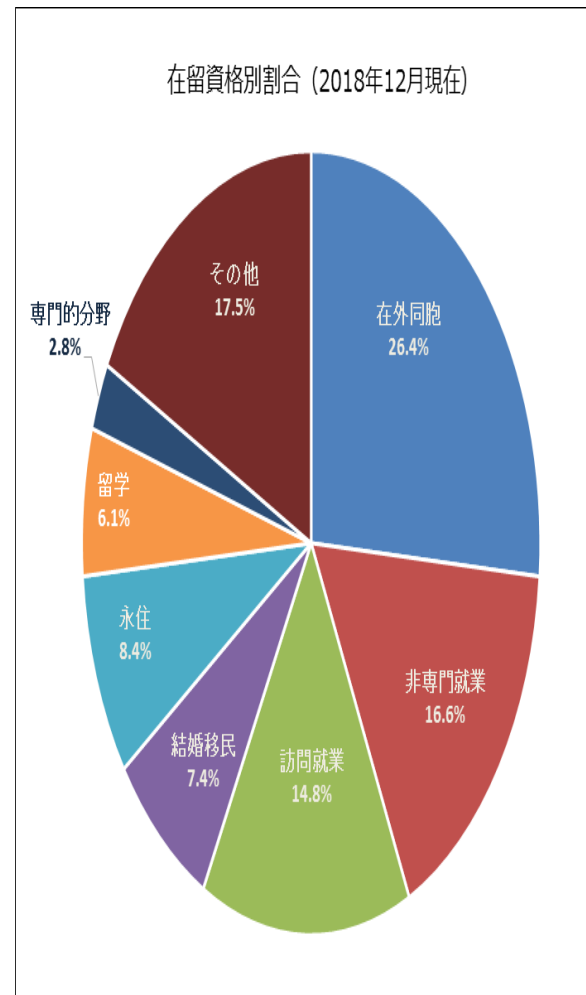
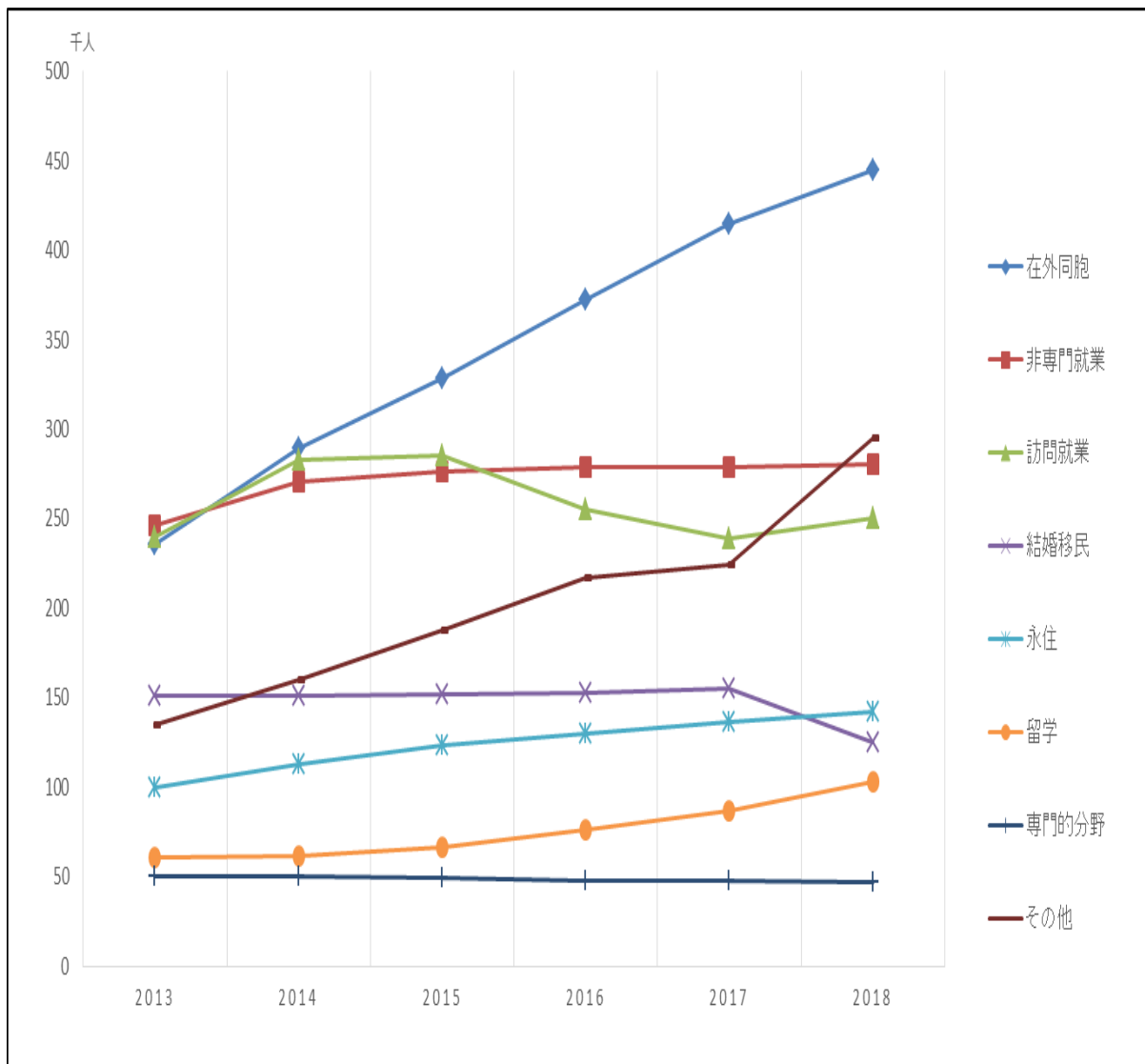


## 2. 在留外国人の国籍別・性別現状

国籍別在留外国人数（2018年12月末現在）				
	国籍	単位(人)	構成比(%)	前年対比増加率(%)
1	中国	883,489	52.3	-0.5
	(韓国系中国人)	675,712	40.0	7.9
2	ベトナム	170,707	10.1	12.7
3	アメリカ	68,749	4.1	0.2
4	ウズベキスタン	63,067	3.7	11.4
5	カンボディア	45,253	2.7	0.0
6	インドネシア	37,595	2.2	-17.8
7	フィリピン	45,317	2.7	0.0
8	ネパール	38,862	2.3	9.7
9	タイ	31,419	1.9	4.0
10	スリランカ	24,309	1.4	-3.1
11	日本	24,684	1.5	5.2
12	ミャンマー	26,655	1.6	10.4
13	モンゴル	24,218	1.4	7.3
14	カナダ	20,189	1.2	-1.2
15	台湾	20,571	1.2	0.0
	その他	184,850	11.0	0.0

国籍別男女構成（2018年12月現在）			
	男性 (構成比%)	女性 (構成比%)	合計
ベトナム	83,269 (48.7%)	87,438 (51.3%)	170,707
フィリピン	25,546 (56.3%)	19,771 (43.7%)	45,317
ネパール	34,754 (89.4%)	4,108 (10.6%)	38,862
ミャンマー	25,744 (96.5%)	911 (3.5%)	26,655
在留外国人総数	928,843 (55.1%)	758,890 (44.9%)	1,687,733

# 3. 在留外国人の在留資格別状況



・2018年12月末現在「2018出入国・在留外国人年報」

# 4. 在留資格別の国籍状況

2018年12月末、単位：人

	永住		留学		非専門就業		特定活動		訪問就業		訪問同居		結婚移民	
	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
1	韓国系中国人	81,039	中国	56,914	カンボジア	38,197	中国	11,048	韓国系中国人	220,604	中国	39,762	ベトナム	39,876
2	中国	30,834	ベトナム	11,952	ベトナム	37,828	ベトナム	1,888	ウズベキスタン	19,693	ベトナム	33,858	中国	23,985
3	台湾	12,813	モンゴル	4,411	ネパール	34,467	米国	1,556	カザフスタン	6,696	韓国系中国人	17,850	韓国系中国人	17,074
4	日本	7,338	ウズベキスタン	4,365	インドネシア	29,138	インド	992	キルギス	1,536	ウズベキスタン	7625	フィリピン	10,979
5	ベトナム	1,859	日本	1,848	フィリピン	26,104	ネパール	569	タジキスタン	145	フィリピン	3,182	日本	6,650
6	米国	1,097	パキスタン	1,649	タイ	25,243	タイ	518	トルクメニスタン	43	カザフスタン	2,751	カンボジア	4,259
7	ウズベキスタン	1,064	ネパール	1,426	ミャンマー	27,934	日本	423			カンボジア	2,397	米国	3,069
8	フィリピン	698	インドネシア	1,304	スリランカ	23,064	英国	396			モンゴル	1,187	タイ	3,771
全体	142,151		102,690		280,312		21,884		250,381		118,192		125,238	

# 5. 外国人就労者の状況 (就業者・就業率の推移)

韓国における外国人就労者の推移												単位：千人	
	2012		2013		2014		2015		2016		2017		
	就業者(構成比)	就業率(%)	就業者(構成比)	就業率(%)	就業者(構成比)	就業率(%)	就業者(構成比)	就業率(%)	就業者(構成比)	就業率(%)	就業者(構成比)	就業率(%)	
専門就労者(E-1~E-7)	47(6.0)	99.4	48(6.3)	98.9	47(5.5)	99.6	47(5.0)	98.9	46(4.8)	99.7	38.2(4.5)	99.2	
非専門就業(E-9)	238(30.0)	99.8	226(29.7)	99.7	247(28.9)	99.7	264(28.1)	99.7	261(27.1)	99.8	255.6(30.6)	99.9	
訪問就業(H-2)	241(30.5)	84.1	186(24.5)	79.3	212(24.9)	81.0	234(24.9)	81.4	221(23.0)	82.2	166.7(19.9)	86.6	
在外同胞(F-4)	99(12.5)	61.9	124(16.3)	60.8	148(17.3)	57.3	180(19.2)	59.7	199(20.7)	59.2	181.6(21.4)	69.8	
永住者(F-5)	47(6.0)	64.7	58(7.6)	66.1	72(8.5)	70.1	83(8.8)	73.9	88(9.1)	73.5	74.8(8.9)	72.8	
結婚移民者(F-2-1,F-6)	60(7.6)	46.9	58(7.6)	44.9	61(7.2)	47.2	61(6.5)	48.7	62(6.4)	49.8	52(6.2)	47.9	
留学(D-2、D-4-1)	13(1.7)	15.6	11(1.4)	13.2	8(0.9)	9.6	10(1.1)	11.4	13(1.4)	12.7	12.4(1.4)	12.6	
その他	45(5.7)	46.8	50(6.6)	43.8	58(6.8)	44.9	60(6.4)	40.6	72(7.5)	43.4	53(6.3)	41.6	
合計	791(100)	71.0	760(100)	67.5	852(100)	67.9	938(100)	68.3	962(100)	67.6	834.2	70.9	

## 6. 国際結婚の推移

		2012	2013	2014	2015	2016	2017
韓国における婚姻件数		327,073	322,807	305,507	302,828	281,635	264,455
国際結婚 総数(割合)		28,325 (8.6%)	25,963 (8.0%)	23,316 (7.6%)	21,274 (7.0%)	20,591 (7.3%)	20,835 (7.8%)
妻 外国人 総数		20,637	18,307	16,152	14,809	14,851	14,869
うち	中国人	7,036	6,058	5,485	4,545	4,198	3,880
	ベトナム人	6,586	5,770	4,743	4,651	5,377	5,364
	フィリピン人	2,216	1,692	1,130	1,006	864	842
	日本人	1,309	1,218	1,345	1,030	838	843
	米国人	526	637	636	577	570	541
	カンボジア	525	735	564	524	466	480
夫 外国人 総数		7,688	7,656	7,164	6,597	5,769	5,966
うち	中国人	1,997	1,727	1,579	1,434	1,463	1,523
	米国人	1,593	1,755	1,748	1,612	1,377	1,392
	日本人	1,582	1,366	1,176	808	381	311
	カナダ人	505	475	481	465	398	436
	オーストラリア人	220	308	249	254	197	203
	ベトナム人	180	279	283	432	565	586

# 7. 多文化学生の状況

\* 多文化学生：父・母の両方、またはそのどちらかが外国出身者である、韓国または外国生まれの子ども

	計 * ( )の数値は、全学生に占める 多文化学生の割合				父・母どちらかが外国籍						両親とも外国籍		
					韓国生まれ			海外生まれ					
	合計	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
2012	46,776 (0.7%)	33,740 (1.1%)	9,627 (0.5%)	3,409 (0.2%)	29,282	8,194	2,536	2,669	965	547	1,789	448	326
2013	55,498 (0.9%)	39,360 (1.4%)	11,280 (0.6%)	4,858 (0.3%)	32,823	9,162	3,793	3,006	1,143	565	3,531	975	500
2014	67,465 (1.1%)	48,225 (1.8%)	12,506 (0.7%)	6,734 (0.4%)	41,546	10,316	5,562	3,262	1,386	750	3,417	804	422
2015	82,536 (1.2%)	60,162 (2.2%)	13,827 (0.8%)	8,146 (0.5%)	50,191	11,054	6,688	3,965	1,389	723	6,006	1,384	735
2016	99,186 (1.5%)	73,972 (2.8%)	15,080 (1.0%)	9,816 (0.56%)	59,970	11,475	7,589	4,577	1,624	1,075	9,425	1,981	1,152
2017	109,387 (1.69%)	82,733 (3.0%)	15,945 (1.1%)	10,334 (0.61%)	68,610	12,265	8,335	4,843	1,722	1,063	9,280	1,958	996

教育部「教育基本統計2017」より

# 3. 韓国の移民政策

# 1. 受入れを巡る政策転換

## ー「外国人産業研修制度」から「雇用許可制度」へー

### ◆外国人産業研修制度

- ・日本の「外国人研修制度」を借用した「外国人産業研修制度」の創設（1994年）  
→「研修生は労働者ではない」

### ◆産業研修制度の矛盾

- ・外出制限、パスポートの取り上げ、低い研修手当と高額の手数料など人権・労働権の侵害  
→産業研修制度の社会問題化

### ◆雇用許可制度の導入へ

- ・「外国人労働者の雇用などに関する法律」（2004年8月施行）  
→ 公式に「外国人労働者」を受け入れるルートを整備
- ・原則：国内労働市場における補完性、差別禁止に基づく移住労働者の権利保障、  
透明性の確保（政府間の覚書締結）、ローテーション原則（定住化防止）



## 2. 適切な受入制度運用のための取り組み

### ✓受け入れ企業・雇用主による適切な雇用管理を促す

- ・受け入れ企業に対するポイント制
- ・雇用許可の取り消し制度

### ✓政府による制度運用、支援

- ・送り出し/受け入れにかかわるは政府機関が担当
- ・「外国人力支援センター」、「外国人勤労者支援センター」などの支援機関の整備  
→無料相談、韓国語教育、無料診療などの公的サービスを提供
- ・「外国人労働者権益保護協議会」を設置・運用

### ✓労働者の保護およびキャリア支援

- ・職業能力開発訓練の実施
- ・帰国支援事業の実施

### 3. 移住労働者の受入れをめぐる近年の動き

#### ✓雇用許可制度を活用した技能労働者の確保へ

- ・ 滞在期間に期限のない在留資格への変更容認（2008年～）
- ・ 技能試験(2010～)及び選抜ポイント制度(2015～)の導入
- ・ 母国での職業訓練修了者の優先的斡旋

#### ✓技能労働者の確保に向けた環境整備（Ppuri Industry分野）

- ・ 製造業の特定分野・技術に関連する技術・技能人材の養成  
（「外国人技術人力養成大学」の選定と在留資格の優遇）
- ・ 「優良企業の認定」と「雇用推薦状」の発行

## 4. 社会統合政策への取り組み

### ✓ 「在韓外国人処遇基本法」の制定

→移住者にかかわる政策全般の法的根拠が明確に

- 国務総理を委員長とする「外国人政策委員会」の設置
- 「外国人基本計画」(5カ年計画) の策定  
→「移民政策にかかわる汎政府レベルの国家計画かつ、政策指針書であり、今後5年間の政策推進に関する基本計画」
- 「外国人総合案内センター」(1345コールセンター、20ヶ国語)、「社会統合プログラム」(2009年4月スタート)、「移民者早期適応プログラム」(2009年7月スタート、韓国語を含む13か国語で実施)、
- 自治体における外国人住民の担当部署にかかわる基準、外国人集住地域総合発展計画の設定など自治体における外国人住民関連体制の整備

# ✓「多文化家族支援法」の制定

→外国にルーツをもつ者（夫婦いずれかが外国籍、韓国に帰化したも者など）とその家族にかかわる政策・施策を行う法的根拠が明確に

- ・ 国務総理のもとに「多文化家族政策委員会」を設置
- ・ 政策決定プロセスへの参加「多文化家族参与会議」の設置・開催

## ・「多文化家族政策基本計画」（5か年計画）の策定

→未就学多文化家族児童のための言語発達教育インフラの整備、幼稚園・小学校の教師を対象とした文化多様性教育カリキュラムの開発、文化多様性研究学校の運用、基礎学歴向上のための教材の開発・活用

- ・ 各地域の教育庁（教育委員会）による多文化教育支援センター、多文化予備学校などの設置・運営
- ・ 幼稚園・小・中・高の教員に対する多文化理解教育の義務化
- ・ 「多文化家族支援センター」の設置・運用（すべての基礎自治体）

# 4. 韓国の移民政策と 移住者のこれから

# 1. 「移民社会」としての韓国のこれからを考える

## ◆移住者は「制度」の想定を超えたところに既に存在する

### ✓永住者、結婚移民者等「非就労資格者」の増加

→労働市場への参入は十分に進まず、飲食・販売などのサービス業に相対的に多く従事

### ✓在留資格「非専門就業」= 単純労務は崩れつつある。

→単純ではない労働市場のニーズ（職務能力の向上+高まる熟練技能者への需要）

### ✓移住背景青少年の増加

→韓国生まれの多文化家族児童から、「中途入国」、「外国籍」等移住背景青少年の多様化

※「ローテーション原則」に基づいた「一時的雇用」の見直しへ

※カテゴリーに基づく線引きに基づく統合・包摂の在り方の見直しへ

**「移民社会」韓国のこれからは。。**